

スクールカウンセラー（SC）事業

心の支援課

1 事業目的

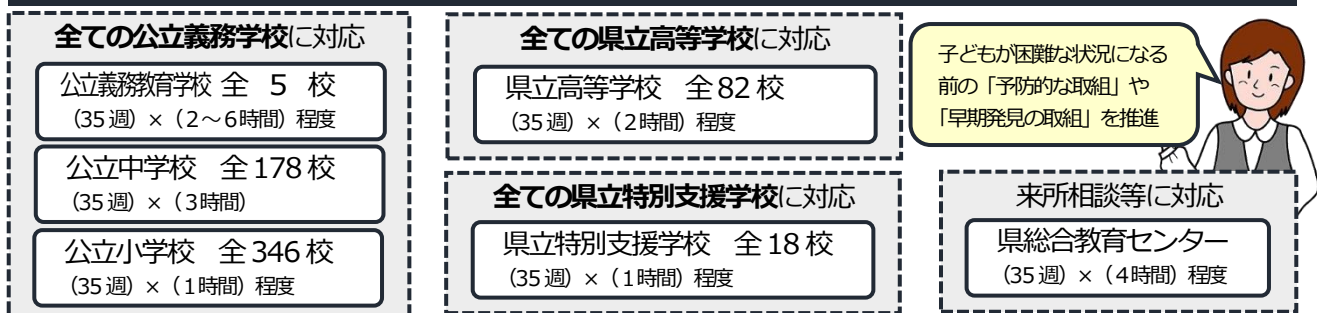
全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、学習に取り組めるよう、児童生徒の不安や悩みを早期に発見し、適切かつ迅速に対応できるスクールカウンセラー（公認心理師、臨床心理士等）を配置し、各学校における教育相談体制の充実を図る。

2 事業内容

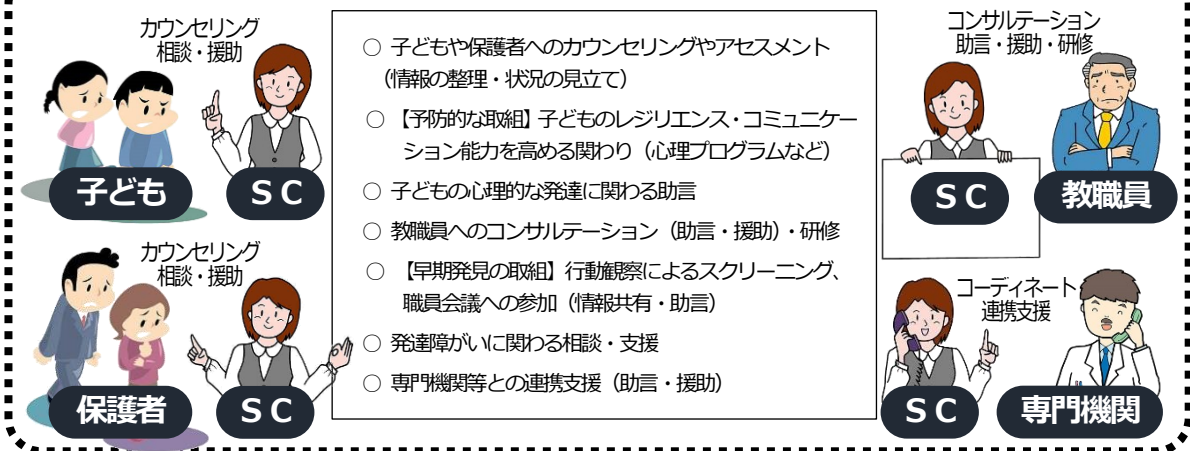
(1) 相談支援業務

- 児童生徒及び保護者等を対象とした相談・支援
- 教職員を対象とした助言・援助・研修等
- 専門機関等との連携支援及び連携に関わる助言・援助

教育事務所や市町村教育委員会等との連携により「チームとしての学校教育相談体制」を推進



スクールカウンセラーの役割（活動イメージ）



(2) 予防的な取組・早期発見の取組の実施

ストレスマネジメント等の心理プログラムの実施や、学年会等に参加し医療的な支援を必要とする子どもの早期発見による未然予防・早期支援を、全ての公立小・中・義務教育学校で実施する。

(3) 子どもの居場所における支援の実施

不登校等で、カウンセリングを受けたくても学校でカウンセリングを受けられない子どものために、スクールカウンセラーによる家庭・教育支援センター等の子どもの居場所への訪問支援を実施する。

(4) 「学校を通さずに」自由に相談できる体制づくり及び緊急対応カウンセリングの実施

子どもが休み時間等を利用して「学校を通さずに自由に」スクールカウンセラーに相談できる、「学校常駐型派遣」を実施する（高等学校7校において140時間/年）。また、緊急事態（自殺や自殺未遂等）の発生時に、スクールカウンセラー等を派遣する。

(5) 連絡会議・研修会等の実施

スクールカウンセラーとの情報共有や資質向上を図るため、連絡会議及び研修会を実施する。（年2回）